

# 住民税・所得税・復興特別所得税

## 申告は3月15日(木)まで

忘れずに  
申告してください

### 所得税および復興特別所得税の申告

文化センター会場で受け付けています。

#### ■受付時間

午前9時～午後4時(混雑の状況等によっては、長時間お待ちいただくことや、早めに受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください)  
※文化センターは午前9時に開館します。それ以前の入館はできませんので、ご注意ください。

#### ■受け付けできない申告

公的年金所得者申告および所得税還付申告(平成29年分)等

青色申告、土地・建物

株式の譲渡所得等申告、不動産所得申告、事業(農業・営業)所得申告、保険の外交員報酬申告、住宅借入金等特別控除申告、平成28年以前の申告等

※文化センター会場で受け付けできない所得税および復興特別所得税の申告は、宇治税務署で行ってください。

宇治税務署(☎0774-44-4141)

#### ■受付時間

午前9時～午後4時  
※会場の状況により早め(午後3時頃)に受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。

### 住民税の申告

住民税(市民税・府民税)の申告は、市役所1階の課税課(5番窓口)または文化センター会場で受け付けています。申告が必要な人は、住民税申告書に必要な事項を記入し、受付期間中に申告してください。

#### ■住民税の申告が必要な人

平成30年1月1日現在、八幡市内に住所があり、平成29年中に所得(収入)があった人など  
【申告に必要な書類等】  
住民税の申告書(課税課にあり)、印かん、マイナンバー確認書類の写し(※)、源泉徴収票、医療費の明細書、国民年金保険料や生命保険料・地震保険料等の控除証明書、国民健康保険料の領収書など  
※マイナンバーの本人確認書類 ①番号確認書類(マイナンバーカード(裏面)、通知カード(裏面)と②本人確認書類(マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証などから1点)が必要です。なお、代理人が申告書を持参する場合は、本人の①番号確認書類、代理人の②本人確認

書類に加え③代理権の確認も行います。詳細は、お問い合わせください。

#### ■住民税の申告が不要な人

所得税および復興特別所得税の確定申告書を税務署に提出している人、収入が給与所得のみで、勤務先から「給与支払報告書」が市役所に提出されている人、書類に加え③代理権の確認も行います。詳細は、お問い合わせください。

平成29年中に所得が無かった人  
※申告が不要な人でも、扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除等の住民税申告をされた場合、申告しない場合に比べて住民税額が下がる場合があります。また、平成30年度の所得に関する証明書(所得証明書・非課税証明書等)が必要な人は、申告が必要です。

※申告がなかった場合、国民健康保険料・介護保険料、後期高齢者医療保険料、老齢福祉年金などの算定に影響が出ることがあります。

### 税証明の窓口交付には本人確認書類が必要です

課税課では、第三者からの虚偽やなりすまし等による課税(所得)証明の不正取得を防止し、個人情報の保護を図ることを目的として、窓口で書類提示による本人確認を行っていますので、ご理解、ご協力をお願いします。

交付申請時には、以下の①、②、③のうちいずれかの本人確認資料(郵送での請求の場合は写し)を持参してください。

- ①マイナンバーカード、免許証等の官公庁が発行した顔写真付証明書を1点②健康保険証、介護保険証、年金手帳等のうち2点③銀行の預金通帳・キャッシュカード、納税通知書等のうち1点と②の書類のうち1点。
- コンビニエンスストアで税証明取得  
マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニエンスストア等で最新年度の所得証明書、課税(非課税)証明書を取得いただけますので、こちらもご利用ください。

◆問い合わせ 課税課

### 文化センター申告相談会場

月	日	曜日	申告の種類	応対者
3月	1	木	公的年金等所得者申告 還付申告 住民税の申告 ※住民税の申告は市役所1階の課税課(5番窓口)でも受け付けします。	市職員
	2	金		
	5	月		
	6	火		
	7	水		
	8	木		
	9	金	土曜日と日曜日は受け付けを行っていません。申告相談受付時間は午前9時～午後4時。混雑の状況等によっては、長時間お待ちいただくことや、早めに受け付けを終了する場合があります。また、正午から午後1時までは、相談を行っていませんのであらかじめご了承ください。	
	12	月		
	13	火		
	14	水		
	15	木		

※申告相談会場ではコピーサービスを行っておりません。  
※駐車場のスペースに限りがありますので、申告相談会場へはできる限り徒歩や自転車、路線バス・コミュニティバスなどをご利用のうえ、お越しください。

### 第一回 徒然草エッセイ大賞 授賞式

3月17日(土)

市制施行40周年を機に創設した「第一回徒然草エッセイ大賞」の各賞受賞者が決定しました。  
ホームページに作品掲載  
3月17日(土)の授賞式終了後専用ホームページ(<http://www.tsu-rezure-essay.jp/>)に受賞作品を掲載しますの、ぜひご覧ください。

◆問い合わせ 社会教育課

### \* 京都府知事表彰



2月4日、消防への功労があり、訓練成績などが認められ、市消防団が「表彰旗」を受賞。また、勤務成績などを認められ、奥本忠男さん、前迫貴夫さん、安野昌史さん、井上雅博さんが「精励章」を受賞されました。

◆問い合わせ 消防本部総務課(☎981-0223)

火災・救急統計		
消防本部 ☎981-4119		
	平成30年1月	昨年同月
火災出動	0件	1件
火災以外の出動	17件	19件
救急出動	347件	346件
搬送人員	324人	329人

### 女性 防火推進隊員 募集中

女性防火推進隊は、地域や家庭における防火・防災意識の啓発を主な目的とし、仕事や家事の合間に、広報活動を中心に、地域のために活躍されています。防火・防災の備えについて関心があり、元気で健康な人を随時募集しています。

活動に興味や関心のある人は、お気軽にご連絡ください。

◆問い合わせ 消防本部予防課(☎981-0304)

### 平成30年春季全国火災予防運動

3月1日(木)～7日(水)



#### 住宅火災から命を守ろう!!

住宅用火災警報器の作動により、通報・初期消火や避難ができ、最小限の被害で済んでいる事例が多くあります。火災予防運動を機に、警報器が正常に作動するか確認しましょう。また、警報器は、10年を目安に交換をおすすめします。

「火の用心」ことばを形に「習慣に」

(平成29年度全国統一防火標語)

街頭啓発  
日時 3月1日(木) 午前7時30分～  
場所 京阪八幡市駅前および橋本駅前  
※2日(金)、5日(月)午前10時～正午に店舗前広報実施。